

インフルエンザによる出席停止（出停）期間について（お知らせ）

インフルエンザを理由とする欠席は、出席停止となりますが、その期間の基準は平成24年4月から次のように変更になっています。

インフルエンザによる学校の出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。

出席停止の期間を考える際、**発症日**と**解熱日**が基準になります。

○発症した後5日とは、

- ※ 発症日とは、病院を受診した日ではなく、**インフルエンザ症状（発熱等）が始まった日**です。受診時に医師に相談・確認してください。
- ※ **出席停止は、発症した日は数えずに、その翌日から5日間**となります。

○解熱した後2日とは、

- ※ 解熱日とは、熱が下がった日のことです。**解熱日の翌日から2日間**（幼児にあっては3日間）、**休んでください**。解熱後もしばらくの間、ウイルスに感染力が残っています。

したがって、出席停止期間は最短5日（Aさん）になりますが、解熱した日によっては、6日以上に延びる場合（Cさん）があります。（下表参照）

集団での流行拡大を防ぐための措置ですので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

2月1日に発熱があった場合 ○内は日数

| 2月1日 発症 | 2日 発症後① | 3日 発症後② | 4日 発症後③ | 5日 発症後④ | 6日 発症後⑤ | 7日 発症後⑥ | 8日 発症後⑦ |
|------------|------------------|-------------|------------------|----------------------------|-------------|---------------------|------------|
| Aさん | 出停① | 出停② | 解熱 出停③ | 解熱後① 出停④ | 解熱後② 出停⑤ | 登校可 | |
| Bさん | 解熱 出停① | 解熱後① 出停② | 解熱後② 出停③ | 解熱していても 発症後⑤内のため 出停④ | 出停⑤ | 登校可 | |
| Cさん | 出停① | 出停② | 出停③ | 解熱 出停④ | 解熱後① 出停⑤ | 解熱後② 内のため 出停⑥ | 登校可 |

※ **出席停止期間について医師の指示がある場合は、指示に従ってください。**